

香川県建設国民健康保険組合 — 令和7年度事業のポイント —

国保組合だより
号外 (R07.03)

■ 保険証に代えて、資格情報のお知らせ又は「資格確認書」を交付します

国が決めた方針により、令和6年12月2日から新たな保険証が発行できなくなりました。今後は、保険証に代えて、**マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」（A4サイズ）を、マイナ保険証がない方には「資格確認書」（従来の保険証と同じカードサイズ、同じ記載内容）**を交付します。

マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証で医療機関を受診していただきますが、カードが読み取れなかった場合は、マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」を提示する必要があります。マイナ保険証がない方は、「資格確認書」を従来の保険証と同様に提示して受診していただくこととなります。

なお、マイナンバーカードの保険証利用登録は、香建国保に申請することで解除することができます。所属する支部で解除の申請をしていただくと、香建国保が国のシステムにマイナンバーカードの保険証利用登録の解除処理を行い、「**資格確認書**」を交付します。

■ 保険料が引上げとなります

令和7年度の月額保険料は、下表のとおりです。後期高齢者支援金分については引上げ、医療給付費分と介護納付金分については、据置きとなります。

	賦課区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	計	前年度比
組合員	法人代表者	19,700円	6,200円	25,900円	+300円
	40歳以上	15,900円	4,800円	20,700円	+200円
	30歳以上40歳未満	13,700円	3,500円	17,200円	+100円
	25歳以上30歳未満	9,900円	2,900円	12,800円	+100円
	25歳未満	6,500円	2,100円	8,600円	+100円
家族 (※)	一般家族	4,400円	1,600円	6,000円	+100円
	特別家族	9,900円	2,900円	12,800円	+100円
	未就学家族	3,600円	1,400円	5,000円	+100円

※ 家族の保険料は、一般家族、特別家族又は未就学家族の保険料となります。特別家族に該当するのは、25歳以上60歳未満の家族で、組合員との続柄が妻、母、祖母でない方です。ただし、障害者手帳をお持ちの方、学生の方、その他特別な事情により就労することができない方は、届出により一般家族の保険料とすることができます。

介護納付金分（40歳以上65歳未満の介護第2号被保険者）	3,500円	±0円
------------------------------	---------------	-----

■ 高額療養費の自己負担額の見直し

政府は、高額療養費の自己負担限度額を3回に分けて引上げ及び細分化する方針を示しています。令和7年8月に引上げを行い、令和8年8月には、年齢や所得に応じた自己負担限度額の区分の細分化及び引上げを行い、さらに令和9年8月にも引上げを行う予定です。

引上げの内容については、詳細が決まりましたら、改めて周知いたします。

